

一体的実施事業における委託事業 仕様書

1 趣旨・目的

一体的実施事業における委託事業（以下「委託事業」という。）は、奈良労働局と奈良県が、一体となって地域の実情に応じた雇用対策を実施することを目的として共同で一体的実施事業運営計画を策定し一体的実施事業を実施する場合に、当該計画の内容に応じて、事業効果をより高める事業を民間団体に委託して実施する。

2 件名

平成 27 年度奈良県一体的実施事業における委託事業

3 委託内容

委託事業受託者（以下「受託者」という。）は、委託事業を実施する奈良労働局からの委託により、以下に掲げる事業を実施する。

(1) 企業説明会

①目的

県内の雇用情勢は一部に厳しさが見られるものの緩やかに持ち直しており、特に福祉・サービス分野等では人手不足感が高まっている。また、大阪府の近郊という地域性から県外就業率が高く、県内での雇用機会、就業者の確保が課題となっている上、若年者の非正規就業の割合も高くなって正規雇用の機会拡大の取組が重要となっている。

このような地域における雇用問題の改善を図るため、奈良県雇用対策協定に基づき、「若者と県内企業のマッチング強化」に取り組んでいるところ、求職者と人手不足分野の企業、県内立地企業、若手人材のニーズを有する中小企業との効果的なマッチングの取組として企業説明会を実施する。

②事業内容

- ア 参加企業の確保
- イ 会場の確保（会場使用料を含む）
- ウ 企業説明会周知用のポスター・リーフレット作成、配布（作成費用を含む）
- エ 参加企業との連絡調整
- オ 当日の運營業務
- カ 企業説明会の開催結果報告
- キ その他、企画、運営に係る業務
- ク 上記以外は、別途奈良労働局と調整

③対象企業

以下のいずれかの企業を、受託者が奈良労働局と協議の上、選定すること。

なお、奈良労働局から対象事業所候補リストが提示された場合は、当該リストの中から奈良労働局と協議の上で選定する。

ア 奈良県内を就業場所とする正社員求人を安定所に提出している（する予定の）企業特に正社員の求人倍率の低い職種（事務的職業、販売の職業、生産工程の職業）を有する企業を選定すること。

イ 奈良県が重点的に育成している産業の企業又は地域の人手不足分野の企業その他特に重点的に求人充足を図る必要がある産業の企業

④対象求職者

奈良県で就職を希望する一般求職者（若年者、既卒者、大学卒業予定者等を含む）

⑤実施時期及び開催回数、目標とする参加企業数及び参加求職者数

ア 企業説明会（30社規模）

平成27年10月中旬から11月上旬に1回

目標：参加事業所数30社以上 参加求職者200人以上

イ ミニ企業説明会（15社規模）

平成27年7月・平成28年2月の2回（うち北和地域1回、中南和地域1回）

目標：参加事業所数15社程度 参加求職者50人以上

⑥実施場所

受託者が用意した会場とする。ただし、会場については次の条件を満たすようにすること。

ア 交通の利便性が良い施設を検討すること。

イ 公的機関等（国、地方公共団体及びその外部団体、商工会議所等）の施設を優先に検討すること。

ウ 参加見込みである定員を収容できる会場であること。

エ 冷暖房設備が完備されていること。

オ 防音のための設備が整っていること。

カ 企業説明会開始の少なくとも30分前までには入室できる施設であること。

キ 暴力団関係施設、特定の宗教団体、政治団体が管理・所有する施設及びその他公的性格を有する本面接会を円滑に実施するに当たって支障となる事項がある施設でないこと。

⑦当日の実施内容

- ア 受託者は、説明会当日の運営（受付、進行、会場設置等）の全てについて主体的に事務処理一切を行うこと。（参加企業ごとのブース設置を含む）
- イ 会場の入り口に受付を設置し、説明会場であるとの張り紙等を表示することにより、参加者に対する会場誘導等を円滑に行い、終了後は後片付けを行うこと。
- ウ 受付窓口にて参加求職者を対象者区分ごとに把握し、参加企業からの企業説明の機会が多くなされるよう、参加求職者に案内を行うこと。
- エ 企業情報等の作成・配付
従事する業務の内容や詳細な労働条件、当該企業の詳細やアピールポイントなどをまとめた企業情報等を作成し、説明会当日に参加求職者全員に配付すること。
- オ 求職者の再就職を実現するためのフォローを行えるよう、履歴書の書き方、面接指導相談やキャリアコンサルタントによる個別面談のブースを設けること。
- カ 奈良労働局及び奈良県からの依頼があった場合は、会場内に関係機関のブース、または資料を配付するコーナーを設置すること。
- キ 受託者は、参加者にアンケートを記入させ、参加企業及び説明会に対する評価や要望を把握すること。なお、アンケート用紙の回収にあたっては、回収箱等に提出を求める等、参加者ごとのアンケート内容が特定されない手法で実施すること。

⑧参加企業の確保

- ア 参加企業については、③の企業の中から奈良労働局と調整のうえ選定すること。
- イ 選定した企業に対しての参加勧奨は受託者が行うこと。
- ウ 参加企業が確定した際は、参加企業リストを作成し、面接会実施20日前までに奈良労働局あて報告すること。

⑨広報等

- ア 企業説明会の周知用リーフレット（2000枚以上）及びポスター（100枚以上）等を作成して、参加者数が目標に達するよう広報の周知を行うこと。
なお、リーフレット等については、事前に奈良労働局の承認を得ること。
- イ 受託者は、説明会ごとにダイレクトメール（紙ベース3000通以上・EメールDM5000通以上）の発送により広報を行こと。
- ウ その他、新聞広告等により広く広報を行い参加者数の確保を図ること。

⑩留意事項

- ア 受託者は、説明会の開催日と開催場所を取りまとめた日程一覧表を、奈良労働局、奈良県あて送付すること。
なお、日程については、奈良労働局と協議し、遅くとも説明会開催日の1か月前までに決定するものとする。
- ウ 受託者は、各会場で実施した説明会の参加者数等の実施状況について、別紙様式①（イベント開催結果報告書）により開催日ごとに翌月5日までに実施労働局に報告すること。

(2) キャリアアップ巡回相談

①目的

奈良県との連携のもと、訓練生を対象にキャリア・コンサルティングを行い、受講訓練科目、当人の適性や職業経験、スキルに応じた職業生活設計を作成し、訓練終了後の就職を見据えての訓練受講中の就職支援を実施する。

②事業内容・実施回数等

就職活動・キャリア形成支援を目的に奈良県高等技術専門校の希望する訓練生を対象にキャリアコンサルティングを実施し、ジョブカードを発行して就職支援を行う。

四半期ごとに年4回開催し、年間60件以上を目標とする。

実施に際しては、事前に高等技術専門校と調整にうえ、日程を決定する。

(3) 雇用支援ガイドブックの作成

①目的

各種助成金制度、雇用創出に係る融資制度の活用により、企業の人材確保、雇用支援、雇用管理改善を図る。

②事業内容・実施回数等

奈良労働局や奈良県の関係機関が実施する各種助成金・融資制度を集約したガイドブック冊子（1000部）を作成し支援情報を提供する。

5月までに作成し、各種助成金・融資説明会等においても活用すること。

(4) 各種助成金・融資等企業説明会

①目的

企業の雇用及び労働者の職場定着とキャリアアップ等の促進を図るため、各種助成金や融資制度の周知・説明を行い、企業の人材確保を支援して雇用の活性化につなげる。

②事業内容・実施回数等

四半期ごとに年4回以上、上記（3）雇用支援ガイドブックを用いて説明会を開催して、延べ参加企業60社以上とする。

(5) 職場定着コンサルタントの派遣

①目的

新たに採用した労働者の職場定着と処遇改善及び労務、雇用管理改善に関する相談援助、各種情報提供を実施することにより、安定した人材の確保と雇用の促進を図る。

②事業内容・実施回数等

中小企業診断士や社会保険労務士を中小企業事業主へ派遣し、労働者の職場定着と処遇改

善及び労務、雇用管理改善に関する相談援助、各種情報提供を実施する。

毎月2社に派遣することとして、年間24社以上を目標とする。

4 事業実施に必要な体制の整備

受託者は、事業を効果的に行うために、実施しようとする事業や地域の雇用動向等に係る専門的な知識を有する次に掲げる者を配置する。

(1) コーディネーターの配置

3(1)から(5)までの事業実施に係る責任者として、以下のアからオまでに掲げる職務を行うにあたり必要な知識、経験等を有する者を配置する。

ア 事業の企画及び実施に関する事務

イ 事業の実施状況の現地確認

ウ 事業の実施結果の取りまとめ

エ 関係行政機関、関係団体等との連絡調整

オ その他事業の実施に必要な事務

(2) コーディネーター補助員の配置

コーディネーターの行う業務を補助する者をコーディネーター補助員として配置することができるものとする。

5 苦情対応体制の整備

本事業又は受託者に関する対象者等からの苦情等については、あらかじめ対応責任者を選任し、受託者が責任を持って対応すること。奈良労働局（公共職業安定所を含む。）及び奈良県に寄せられた当該苦情等については、原則、奈良労働局の担当者から対応責任者に伝達するので、速やかに事実確認とともに必要な改善や対応を行うこと。

6 事業実施計画書の策定及び履行状況の確認

受託者は、各支援のスケジュール・カリキュラム、具体的内容、具体的方法、実施時期、所要時間及び実施体制等について、本仕様書をもとに、奈良労働局と事前に協議の上で「事業実施計画書」（所定様式）を策定すること。

奈良労働局は、事業実施場所の訪問等及び下記7の「事業実施状況報告書」その他の報告を踏まえ、「事業実施計画書」の履行状況を確認し、受託者に対して指導・助言を行う。

7 事業実施状況報告書

受託者は、四半期ごとに翌月の10日までに「事業実施状況報告書」（様式第9号）を作成し、奈良労働局に報告すること。

なお、奈良労働局が四半期途中の実施状況を求めた場合には、指示された月までの報告を適宜行うこととする。

8 改善指示及び事業改善計画書

奈良労働局は、受託者が適切な対応及び支援を実施していないと認めるときは、受託者に対して、事業を改善するために必要な措置を直ちに講ずるよう指示するとともに、必要に応じて「事

業改善計画書」(任意様式)を提出させる。受託者は、奈良労働局の指示又は事業改善計画書を踏まえ、速やかに適切な改善を図ること。

9 事業実施における留意事項

受託者は、本仕様書、別紙1の一体的実施事業における委託事業委託要綱、「平成27年度奈良県一体的実施事業における委託事業委託契約書」及び事業実施計画書に基づき、事業を実施すること。

(1) 事業開始前及び終了後の措置

受託者は、事業が円滑に実施できるよう、事業開始前から奈良労働局及び奈良県と協議し、必要な準備を行うこと。

また、本事業の終了に際しては、受託者は、事業終了前に、翌年度における本事業の実施に必要な引き継ぎを奈良労働局に対して行うものとする。

(2) 奈良労働局との連携体制の整備

受託者は、事業が円滑に実施できるよう、奈良労働局又は労働局が指定する公共職業安定所の求めに応じて、事業の運営方法等に係る意見交換の場を設け、運営方法等に改善等が必要であると判断する場合には、迅速な対応を行うこと。

また、奈良労働局担当者又は奈良労働局の指定する公共職業安定所の担当者と日常的な連携や必要な情報共有のための打ち合わせを行うこと。

(3) 法令遵守及び守秘義務

受託者は、関係法令を遵守するとともに、契約の履行に当たり、業務上知り得た情報については、他人に漏らしたり、他に利用するための情報として提供したりしないこと。

(4) 個人情報の管理

事業の実施により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。対象者の個人情報の管理に当たっては、事業の実施に必要な範囲内で個人情報を収集し、当該情報の収集の目的の範囲内でこれらを保管及び使用しなければならない。

また、受託者は、個人情報に係る苦情及び法令違反と認められる事例が発生した場合又は発生するおそれがあることを知った場合には、速やかに実施労働局に報告するとともに、その指示に基づき、被害の拡大防止、復旧のために必要な措置を講じること。

(5) 事業の再委託

本事業の全部を再委託することは認められない。

ただし、事業経費全体のうち再委託する事業に係る経費の占める割合が50%を超えず、再委託する合理的な理由・必要性が認められる場合は、労働局の承認を得て、再委託を可能とする。

(6) 自社サービスの禁止及び業務妨害の禁止

本事業の実施に当たっては、いわゆる自社サービスの提供は行わないこと。また、労働局の業務の妨害とみなされる行為を行ってはならない。

(7) 公正な採用選考に対する配慮

本事業の実施に当たり、基本的人権を尊重した公正採用選考の考え方に反する内容を含んでいたことが確認された場合、ただちに本事業は中止する。その場合、違反行為部分に関しては、

委託費の支払いを行わない。

(8) 緊急時の対応

本事業の実施中に、事故、急病等の緊急事態が発生した場合には、受託者の責任のもと、救急車の手配等適切な措置を講ずるとともに、速やかに実施労働局に連絡すること。

10 競争参加資格等確認書類の提出

競争参加資格を有し、当該事業を適切に実施できる事業者であるか否かを事前に確認することが必要なことから、入札参加を希望する者は、以下の書類を事前に提出すること。

なお、提出書類に基づき競争参加資格を有することが確認できた者のみを入札に参加させることとする。

(1) 提出書類 (各1部)

- ① 一般競争入札参加申込書 (参加資格における法令違反等がない旨の誓約書) (別紙2)
- ② 平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格 (全省庁統一資格) の写
- ③ 暴力団等に該当しない旨の誓約書 (別紙3)
- ④ 地方公共団体からの推薦に関する書類
- ⑤ 入札参加者の概要が分かる資料 (入札参加者名、所在地、設立時期、設立目的、事業概要、組織体制等を記載したもの (就職支援、求人情報提供、職業紹介事業又は経営コンサルティングに係る実績を含む。))
- ⑥ 委託事業の内容及び年間スケジュール等を具体的に記載した計画書

(2) 提出期限

平成27年3月16日 (月) 12時00分

(3) 提出場所

奈良市法蓮町387 奈良労働局総務部総務課会計1係

11 その他

仕様書に定めのないものは、奈良労働局と協議して定めるものとする。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

奈良労働局総務部長 ○○ ○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

一体的実施事業における委託事業に係る一般競争入札の参加について

(私 / 当社)は、一体的実施事業における委託事業に係る一般競争入札に参加したいので、仕様書に記載のあった必要書類を添付して、その旨表示します。

なお、(私 / 当社)は参加するに当たり、以下の事実相違がないこと及び事実相違があった場合は速やかに通知することを誓約します。

記

- 1 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- 2 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 3 厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4 以下に掲げる法令等違反がないこと。
なお、参加資格における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。
(1) 入札書提出時において、過去5年間に職業安定法(昭和22年法律第141号)又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)(第3章第4節の規定を除く。))の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反していないこと(これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書提出時までに是正を完了しているものを除く。))。

- (2) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと(入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。)
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
- (4) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
- (5) 入札書提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

誓約書

(私 / 当社)は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

平成 年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名又は生年月日が明らかとなる資料を添付すること。